

都道府県の取り組み 一輸出促進に向けた新たな防除体系の導入（長崎県）一

長崎県病害虫防除所 平山千穂

近年、少子高齢化により国内の農産物消費量の縮小が予測されることや海外市場の成長等から、全国各地で農産物の輸出が盛んになっており、長崎県でも輸出に向けて残留農薬基準への対応に積極的に取り組んでいる。

農産物を輸出する場合には、その品質はもちろんのこと相手国での輸入食品の残留農薬検査において、残留農薬基準をクリアする必要がある。ところが、国によって食文化や気候が異なるため、食べる量や発生する病害虫にも違いが生じ、多くの国で日本とは異なる残留農薬基準が設定されている。

なかでも、日本産果実類のニーズが高く高値で取引されていることから、有望な市場である台湾は、品目によってかなり厳しい基準が設定されており、公定法により 311 項目の農薬が一斉分析の対象となっている。分析方法も日本とは異なり、例えばイチゴではへたをつけた状態で行われるため、より厳しいものとなっている。

なお、これらの分析で基準値超過があった場合、台湾のホームページで公開され、日本からの輸出農産物の違反事例も掲載されている。こういった背景が、有望な市場である台湾への輸出拡大を目指す上で、大きな課題となっている。

そこで、長崎県病害虫防除所では、2014 年度から関係機関と連携して県の主要品目であるイチゴ及びウンシュウミカンの台湾向け輸出を目指し、同地の残留農薬基準をクリアできる防除体系の確立に取り組んでいる（輸出用農産物防除体系確立事業（4 か年））。

初年度は、イチゴ栽培において台湾の残留農薬基準を超過する可能性が低いと考えられる薬剤で防除体系モデル（表）を構築し、その残留リスクと防除効果を検討した（図 1）。防除体系の構築にあたっては日台の残留農薬基準の比較や農薬抄録を参考として薬剤を選

抜し、更に現場での使用実績があるものを選定した。

構築されたモデルで栽培した果実の残留農薬分析の結果と台湾の残留農薬基準を比較したところ、各薬剤で台湾の残留農薬基準超過は認められず残留リスクの評価が得られた。防除効果も概ね各病害虫の発生を抑え、収量・品質に影響はなかったが、栽培期間中、台湾の検疫対象害虫であるミカンキイロアザミウマの発生がなかったため、防除効果の検討はできなかった。

さらに、台湾市場（高級スーパー 4 店舗、大衆スーパー 2 店舗）において、台湾産と海外（日本を含む）産との品種、販売規格、品質と価格設定の相違を調査した（図 2）。その結果、日本産は痛みもなく、品質が良く揃っており、価格は台湾産の約 3.5 倍であった。

2015 年度は、前年度に試験した防除体系モデルをもとに、生産農家や JA の協力を受け実証試験を行っている。現地ほ場において実証ほ場を設置し、定期的な病害虫の発生調査を行っている。9 月中旬には定植がされており、今後防除体系モデルに沿った防除を実施していく。また、台湾で贈答用高級果実の需要が見込まれる春節（2 月上旬中）のシーズンにテスト販売を実施する計画である。また、ミカンについても現在、輸出に対応した防除体系を構築すべく試験を行っている。

表 台湾への輸出に対応したイチゴの防除体系モデル

月	旬	対象病害虫名	農薬名
9月	中下	ハダニ類	ミルベメクチン水和剤
10月	上	うどんこ病	クレソキシムメチル水和剤
		ハスモンヨトウ	クロラントラニリプロール水和剤
		うどんこ病	トリフミゾール水和剤
	下	灰色かび病	ポリオキシシン水和剤
		ハスモンヨトウ、アザミウマ類	スピネトラム水和剤
			ビフェノゼート水和剤
11月	上	ハダニ類	アセタミプリド水溶液
	中	アブラムシ類	ミヤコカブリダニ剤
		うどんこ病	炭酸水素ナトリウム・銅水和剤
	下	うどんこ病	イミノクタジンアルベシル酸塩水和剤
		うどんこ病	クレソキシムメチル水和剤
1月	中	うどんこ病	チリカブリダニ剤
	上	ハダニ類	トリフミゾール水和剤
		うどんこ病	プロシドン水和剤
2月	中	灰色かび病	クロルフルアスロン乳剤
		アザミウマ類	スピノサド水和剤
	下	アザミウマ類	アセタミプリド水溶液
3月	上	ハダニ類	チリカブリダニ剤
	中	うどんこ病	イミノクタジンアルベシル酸塩水和剤
		アザミウマ類	アセタミプリド水溶液
4月	中	うどんこ病	炭酸水素ナトリウム・銅水和剤



図 1 2014 年度試験ほ場



図 2 台湾市場における調査